

今後の予定について

平成 19 年 2 月 23 日
北 方 対 策 本 部

- 平成 19 年 2 月 23 日 内閣府独立行政法人評価委員会（第 23 回）
北対協の組織・業務の見直し案について
長期借入金の償還計画について
- 4 月～ 見直し案に基づく次期中期目標及び中期計
画の内容に関する内部検討
- 7 月 次期中期目標及び中期計画案の作成
- 第 11 回北方領土問題対策協会分科会
業務実績及び財務諸表について
次期中期目標案の作成について
- 8 月 次期中期目標及び中期計画案に基づく平成
20 年度予算の要求
- 第 12 回北方領土問題対策協会分科会
平成 18 年度事業実績評価書の決定等

北対協の現行中期目標期間は平成 19 年度をもって終了するため、本来であれば今年度に中期目標に係る業務の実績について仮評価を行うはずであったが、「行政改革の重要方針」等に基づき平成 18 年度中にその組織・業務を前倒しで見直し、独立行政法人通則法第 34 条の評価、第 35 条の検討の一部を行ったため、今年度行うべき評価は同法第 32 条の各事業年度に係る業務の実績に関する評価のみである。

なお、平成 18 年度、19 年度中の実績を含めた中期目標期間中全体の実績評価は平成 20 年度に行うこととする。